

秋田市災害時要援護者の避難支援プラン

災害に備えた支え合いの地域づくり

地域での避難支援体制づくりの手引き



令和 2 年 6 月

秋 田 市

目 次

はじめに

I	「避難支援対象者名簿」(青名簿)と「要援護者把握用リスト」(赤リスト)の違い	1
II	「避難支援対象者名簿」(青名簿)の活用方法	3
1	「福祉災害マップ」の作成	4
2	自主防災組織・連絡網の整備	6
3	地域みんなで避難訓練・防災訓練を実施	7
4	「個別避難支援プラン」の作成	8
III	「個別避難支援プラン」の作成	9
1	「個別避難支援プラン」とは	9
2	「個別避難支援プラン」の作成対象	9
3	「個別避難支援プラン」の作成手順	9
4	「個別避難支援プラン」作成のポイント	10
5	「個別避難支援プラン」の記載方法	11
(1)	対象者の地域情報	11
(2)	対象者の基本情報	12
(3)	避難場所等	13
(4)	支援者および個人情報の提供への同意	14
(5)	安心キットの設置状況	16
(6)	避難時の留意事項	16
(7)	緊急時の連絡先	19
(8)	かかりつけの医療機関などの連絡先	19
IV	「要援護者把握用リスト」(赤リスト)の活用方法	20
1	地域内の要援護者の把握	20
2	大災害発生時の活用	20
V	災害時の対応	21

お問合せ先

はじめに

災害に備えるためには、「自らの身の安全は、自らが守る。自らの地域は、自らで守る。」の考え方が基本であり、災害時に限らず、日頃から自分や家族の防災対策、隣り近所での声のかけ合いなどの顔の見える関係づくり、地域の町内会や自主防災組織での防災体制づくりが重要です。

また、地域住民の共助による災害に備えた支え合いの地域づくりの取組は、発災時の初動対応等で大きな役割が期待されるものであり、地域の様々な団体・地域住民が義務や強制ではなく、自発的に信頼関係と合意に基づき連携し、地域の実情に応じて取り組んでいただくものです。

できることから、少しずつ継続的に取り組むことが大切です。

平成23年3月11日、東日本大震災が発生し、未曾有の被害をもたらしました。地震大国の日本ではいつどこで地震が起こってもおかしくありません。また、豪雨による河川の氾濫、土砂災害、大雪による雪害など、地震に限らず様々な災害が毎年のように起こっています。

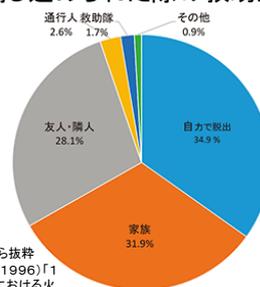
地震や豪雨災害時には、自力や家族の助けだけでは避難判断や避難所までの移動が難しく、高齢者や障がい者などが犠牲になることが増加しています。

一方、各種調査や被災地からの報告では、災害発生直後から近隣住民の手で、避難支援や救助活動がいち早く行われたことで命が助かった被災者が多く、「いざというときに最も頼りになり、助けになったのは近所の人たちだった」との教訓となっています。

本市では、高齢者や障がい者のうち、地域への情報提供に同意した要援護者の情報を掲載した「避難支援対象者名簿」（青名簿）、特に支援が必要な要介護者や障がい者の情報を掲載した「要援護者把握用リスト」（赤リスト）を、それぞれ地域の町内会長、自主防災組織の代表、地区担当民生委員に提供しております。

本冊子では、これらの情報を活用した地域での避難支援体制づくりについてまとめています。

阪神・淡路大震災における生き埋めや閉じ込められた際の救助主体等



平成29年度防災白書から抜粋
出典(社)日本防災学会(1996)「1995年兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」より内閣府作成

阪神・淡路大震災
自分自身や家族、友人・隣人の力での避難が有効だった

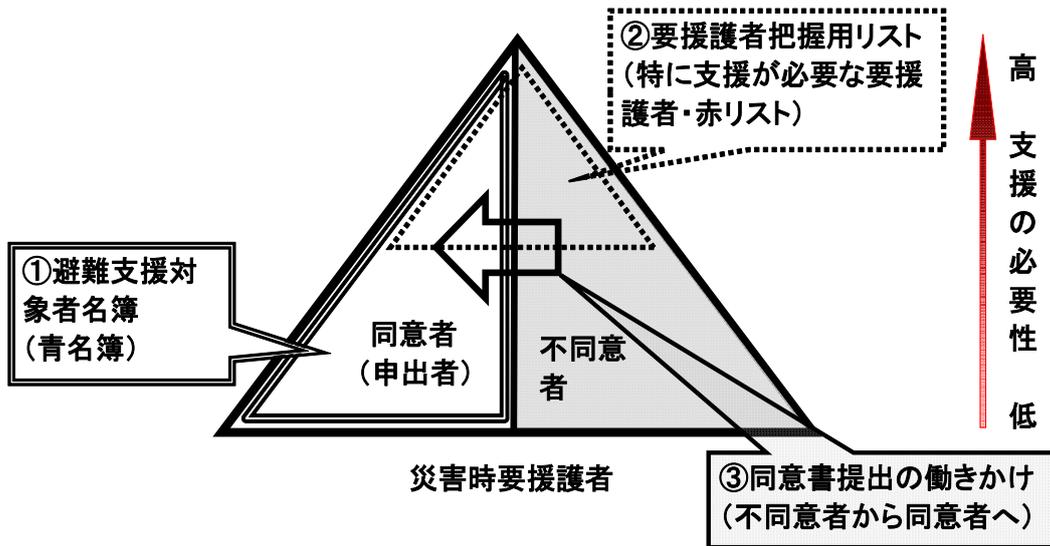
自助、特に共助による避難は、大きな効果が期待できる
※ただし、まずはできる範囲で

避難時に支援が必要な方の情報を町内会長・民生委員等に配布

I 「避難支援対象者名簿」(青名簿)と「要援護者把握用リスト」(赤リスト)の違い

本人の同意に基づく「避難支援対象者名簿」(青名簿)と、秋田市災害対策基本条例に基づく「要援護者把握用リスト」(赤リスト)では、その目的や用途が異なります。

	「避難支援対象者名簿」 (青名簿)	「要援護者把握用リスト」 (赤リスト)
根拠	災害時要援護者の避難支援プラン 本人の同意(個人情報保護条例)	災害対策基本条例・施行規則 法令に基づく(個人情報保護条例)
対象者	市内在住の在宅者で、同居家族等の支援だけで自力避難が困難な方 ※同意者のみ掲載	市内在住の在宅者で、特に支援が必要と考えられる方 ※同意・不同意に関わらず掲載
目的 (平常時)	同意者の情報を地域に提供し、日頃から、地域の実情に応じて町内会の班長レベルまで情報共有し、可能な範囲での避難支援体制づくりを推進	特に支援が必要な要援護者の情報を地域に提供し、日頃から、地域で要援護者を把握
目的 (災害時)	災害時又は災害発生の恐れがある際に、安否確認や避難誘導に活用	家屋倒壊など要援護者の生命や身体に関わるような災害時に、安否確認や避難誘導に活用
活用方法 (平常時)	・日頃からの声かけ ・支援者の選定 ・福祉災害マップ、緊急連絡網および個別避難支援プランの作成 ※地域の実情に応じて町内会の班長レベルまで情報共有し、可能な範囲での避難支援体制づくりに活用	・町内のどこに(何班に)特に支援が必要な要援護者がいるか把握 ・青名簿の不同意者への同意書提出の働きかけ ・青名簿の同意者の個別避難支援プラン作成などを優先
活用方法 (災害時)	・町内の支援体制に基づき、連絡網等により、安否確認や避難支援	・要援護者の生命や身体に危険があると判断される場合、町内で情報共有し、安否確認や避難支援

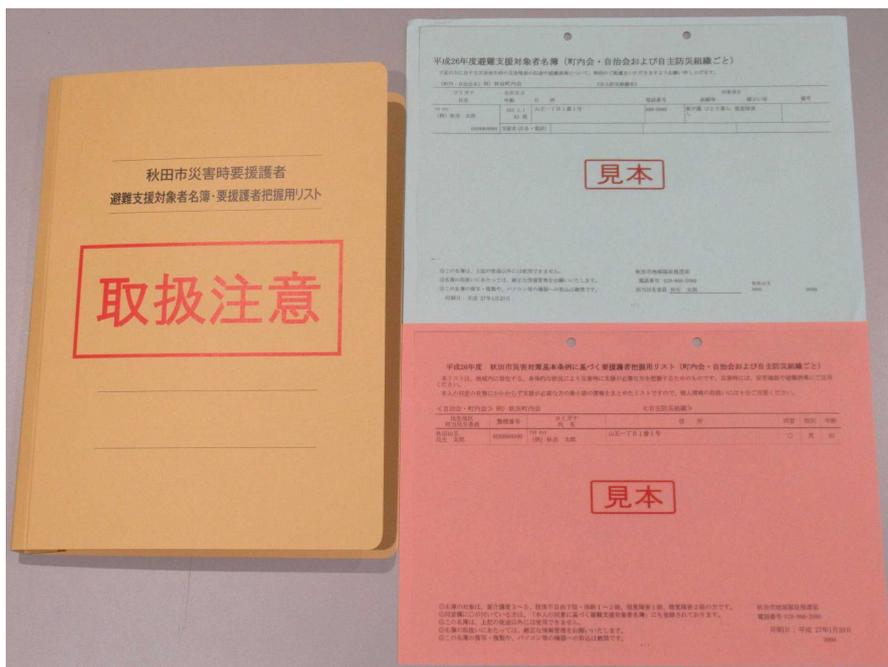


※不同意者とは、避難支援対象者名簿（青名簿）への登録に同意していない方です。

市としては、地域の関係団体および市が③要援護者に同意書提出の働きかけを行い、地域への情報提供に同意していただくことにより①青名簿の充実を考えています。しかし、全ての方から同意をいただくには時間も掛かり、一方で災害はいつ発生するか分からないことから、特に支援を要する要援護者の情報を②赤リストにより提供いたします。

特に、②赤リストの要援護者に対しては、不同意の場合は③同意書提出の働きかけに活用いただくことや、①青名簿にも登録されている要援護者に対して、個別避難支援プランの作成など避難支援体制の構築を優先して進めていただくことが望まれます。

青名簿および赤リストの主な活用方法は、次ページから、それぞれ詳しく説明します。



← 青名簿（見本）

← 赤リスト（見本）

Ⅱ 「避難支援対象者名簿」(青名簿)の活用方法

災害時要援護者のみならず市民一人ひとりが、まずは自分や家族の身は自分で守るという意識の下に行う自助、その上で隣り近所への声かけや安否確認、更に自主防災組織や町内会などによる組織的な安否確認や避難誘導等の共助が確実に行われることが、災害時の被害を最小限にするためにも重要な取組になります。

地域の実情に応じて、青名簿を活用し、災害時に支援が必要な方の介助支援や災害情報の伝達体制づくりなどをできる範囲、できることから進めましょう。

その上で、青名簿に登録されている方ごとに必要な支援が何かを地域で考えてみましょう。

ただし、地域の支援体制づくりは法的な責任や義務を負うものではありません。無理のない範囲で取り組んでください。

はじめに町内会や民生委員などの地域の方々と話し合い、役割分担を行っていただくことも有効です。

〈取組と役割分担の例〉

● 「福祉災害マップ」の作成

地区社会福祉協議会が主体となって行います。

- ・地区社会福祉協議会 地区内の住民福祉の向上を目的とする自主的な住民組織

● 緊急連絡網の整備や避難・防災訓練の実施

自主防災組織が主体となって行います。

- ・自主防災組織 地域の防災活動を効果的に行う組織

● 「個別避難支援プラン」の作成

町内会・自治会が主体となり、民生委員が協力します。

- ・町内会・自治会 地域の自治活動を担っている地縁による団体
- ・民生委員 日頃の友愛訪問や高齢者実態調査などの活動・経験が豊富

必ずしもこのとおりに行うものではありません。地域の実情に応じて取り組みましょう。

1 「福祉災害マップ」の作成

まずは、各地区（小学校区）の避難場所、避難施設を確認しましょう。また、一時避難場所として活用できる公園や広場などの場所も確認し、町内会ごと、あるいは班ごとの避難場所を決めておきましょう。

あわせて、町内会の地図をもとに、青名簿に登録されている方の家を確認します。

更に、消火栓や医療機関などを確認の上、避難ルートや危険箇所などを地図上で確認します。

なお、マップを作成した後は、避難訓練や町歩きなどで実際に活用してみましよう。

それにより、机上では分からない危険箇所やより安全な避難ルートを見つけ、更にマップが実践的なものになります。

「福祉災害マップ」の作成

地域の状況をみんなで確認

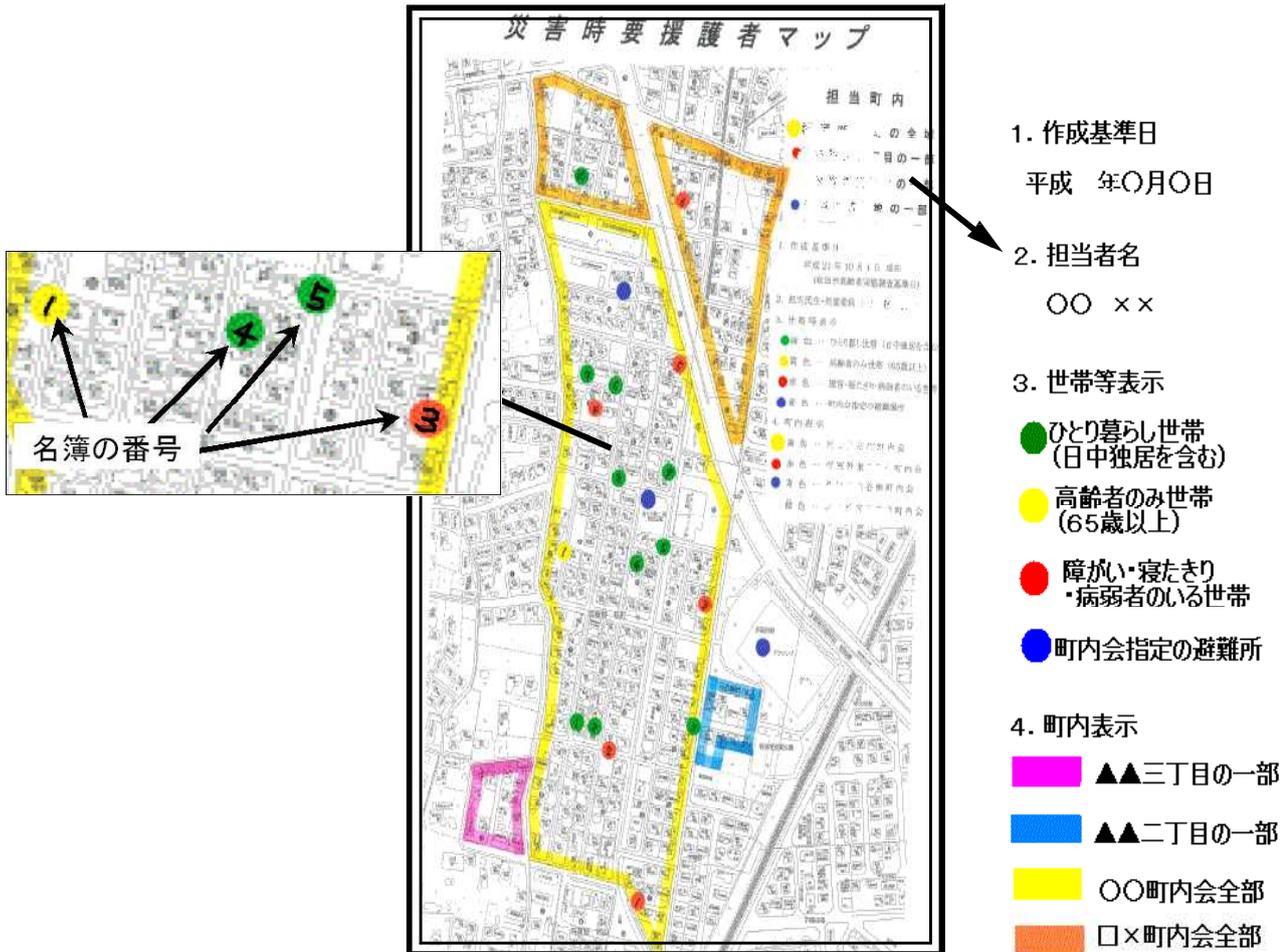
1. 地区内の指定避難所、町内あるいは班ごとの一時避難所を確認
2. 名簿により避難支援対象者を確認
3. 消火栓、医療機関、コンビニ、ガソリンスタンド等を確認
4. 避難所までの経路、危険箇所等を確認
5. 地図を持ち町歩きで確認



【参考】ある地区で作成された災害時要援護者マップです。

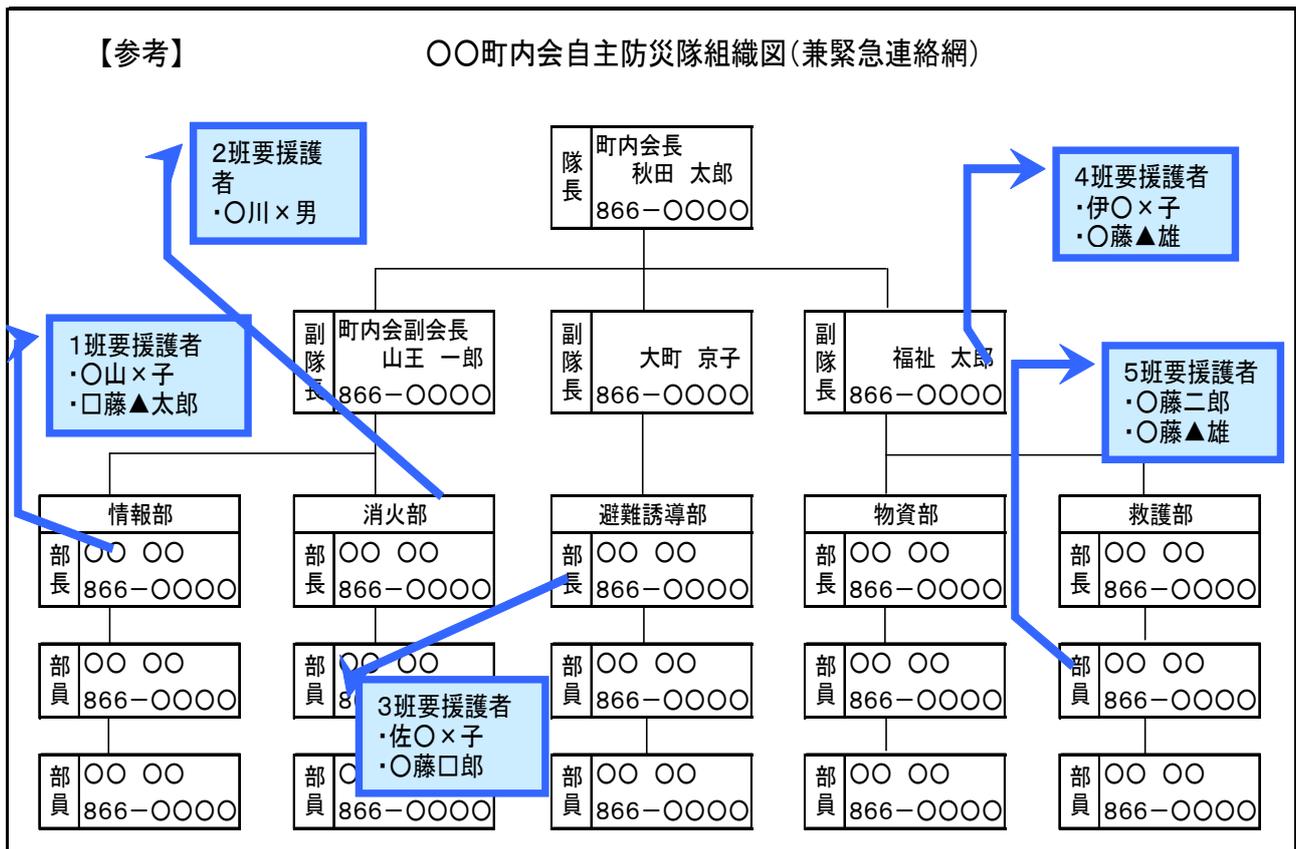
町内会の区域を色分けした上で、指定避難場所や一時避難場所に青いシールを貼っています。また、要援護者は、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、障がい・寝たきり・病弱者のいる世帯に区分し、緑・黄・赤のシールを貼っています。シールには、青名簿登録者につけた番号が書いてあり、青名簿と対照しやすくなっています。

また、白地図に透明なシートを貼り、シートの上に、シールを貼るようになりますれば、シールの貼り替えも簡単です。



2 自主防災組織・連絡網の整備

すでに整備してある自主防災組織の組織図などを参考に、災害時に避難情報を伝える連絡網を整備し、避難情報伝達の訓練を行います。町内会の班ごとに避難支援対象者への連絡担当者を決めておくと、災害時の情報伝達をスムーズに行うことができます。



なお、地震の際などは、停電や通信環境の悪化で電話連絡ができない事態も想定され、避難支援対象者への連絡担当者は徒歩圏内が望ましいです。また、日中・夜間のいつ災害が起こっても連絡できる体制が必要です。

3 地域みんなで避難訓練・防災訓練を実施

「福祉災害マップ」をもとに、地域の危険な箇所や一時避難場所を確認します。また、青名簿登録者を交え、情報の伝達も含めた避難訓練、防災訓練等を行います。



避難訓練



情報伝達訓練



搬送訓練

【参考】

防災安全対策課では、町内会・自治会や自主防災組織が行う防災訓練をお手伝いしています。

秋田市ホームページにある「防災訓練等実施申込書」に、実施日時・実施団体・実施場所・参加人数・訓練項目を記入して申し込んでください。

想定される訓練項目は、次のとおりです。

- | | |
|--|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 初期消火訓練 | <input type="checkbox"/> 煙中避難訓練 |
| <input type="checkbox"/> 応急救護訓練（三角巾救急法、心肺蘇生法、応急担架作成） | |
| <input type="checkbox"/> 通報連絡訓練 | |
| <input type="checkbox"/> 資機材操作訓練 | <input type="checkbox"/> 無線機操作訓練 |
| <input type="checkbox"/> 防災VTR | <input type="checkbox"/> 防災講話 |
| <input type="checkbox"/> 避難訓練 | <input type="checkbox"/> その他 |



初期消火訓練



煙中避難訓練

【参考】

日本赤十字社秋田県支部では「赤十字防災セミナー」を実施しています。

これまで、「炊き出し訓練」「災害時の豆知識」「避難所とくらし」「災害時の高齢者生活支援」「災害時の乳幼児支援」「※災害エスノグラフィー」「災害図上訓練（DIG）」などについての講座が行われています。

「災害時の高齢者生活支援」

- ・避難所での高齢者への対応
 - 災害が高齢者に及ぼす影響
 - 気をつけたい病状、症状
 - 知っておいたほうがよい技術(実践)
- ・日赤県支部より講師派遣
- ・約2時間(座学+実践)



※災害エスノグラフィー
災害現場に居合わせた方たちの体験談を聞いた
り記録を読むことで、その
災害を追体験し、災害
への対応を学ぶものです。

お問合せ；防災安全対策課 888-5434

日赤秋田市地区事務局（地域福祉推進室）888-5661

4 「個別避難支援プラン」の作成

青名簿をもとに対象者宅を訪問し、一人ひとりの身体の状態や家庭の状況に合わせた個別の避難計画を作成します。第3章で詳しく説明します。

Ⅲ 「個別避難支援プラン」の作成

1 「個別避難支援プラン」とは

「個別避難支援プラン」とは、災害時に自主避難が困難な高齢者や障がい者などを対象に、避難場所や支援者など、災害時に必要となる情報を平常時からあらかじめ整理して作成する個別の支援計画です。



この取組は、国からも災害弱者支援に有効な取組とされており、本市でも地域福祉計画の重点事業の一つとして特に力を入れ、各町内会や民生委員など地域の皆様のご協力のもと、避難支援対象者一人ひとりの個別避難支援プランを作成する取組を進めていただいております。

令和2年3月31日時点で、1,364件の個別避難支援プランが作成されています。

2 「個別避難支援プラン」の作成対象

プランの作成対象者は、「避難支援対象者名簿」（青名簿）の登録者です。

なお、青名簿未登録の方について、個別避難支援プランを作成する場合は、市に同意書もあわせてご提出ください。

3 「個別避難支援プラン」の作成手順

市



**作成
(協力)者**

対象者の基本情報を記載した用紙をお渡しします。

※基本情報の記載されていない用紙を使用いただいても結構です。



市

用紙に必要事項を記載します。

記載後は市民サービスセンターへ提出してください。



**本人・
支援者**

記載内容の登録後、完成した個別避難支援プランをお渡しします。

※本人に1部、支援者に各1部ずつお渡しします。

災害時のほか、日頃からの声かけ等に活用します。

個別避難支援プランは、定期的な内容の確認、修正をお願いします。

登録内容の追加・修正等がある場合は、市に変更届を提出します。

4 「個別避難支援プラン」作成のポイント

① プランの作成について

個別避難支援プランは、避難支援対象者ご本人と支援者が、強要ではなく信頼関係と合意に基づき、ご本人の希望に基づいて作成します。

作成の際は、ご本人やご家族が内容を理解し、納得いただいたうえで、作成を進めることが基本です。

② プランの作成対象者について

個別避難支援プランは、避難支援対象者と支援者が話し合いを重ねて作成されるものであり、内容の理解や支援者のなり手の確保などで作成の着手から完成までに時間を要するため、作成の必要度が高い方から、計画的に作業を進めてください。

作成の必要度の高い方とは、作成対象となる青名簿の登録者のうち、自主避難が難しいなど特に支援が必要な方（例えば、青名簿と赤リストのどちらにも掲載されている方）です。

なお、青名簿の登録者であっても、普段の生活を営んでおり、自主避難が可能と判断される方については、プランの作成に至らなくても、平常時の声かけなどを通じてご本人の身体状況や生活状況を確認していただきます。

また、秋田市社会福祉協議会が実施している「緊急医療情報キット（安心キット）」に記載した情報は、プランの記載項目と重複する情報が多いことから、プランの作成時に役立てていただくことも可能です。

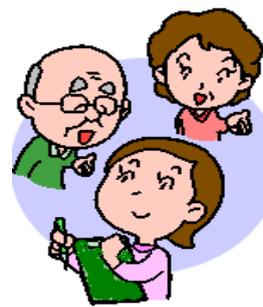
③ プランの作成手順および作成に携わる方について

【作成手順】

(1) 作成を進めるため、避難支援対象者宅を訪問する際は、青名簿が提供されており、町内会の情報を持つ町内会長と、日頃から対象者の方と面識があり、民生委員等と協力して行うとスムーズです。

(2) 本市で個別避難支援プランの作成が進んでいる地域や、個別計画の取組を進めている他都市の事例では、対象者と普段から面識のある地域住民のほか、ケアマネージャーなど福祉の専門職の協力を得て、一緒に取組を進めることなども有効です。

※青名簿の提供者以外の方が個別避難支援プランの作成に携わる場合は、対象者本人から情報提供することにあらかじめ同意を得るほか、知り得た個人情報について十分な管理を行うよう、作成の際に地域で確認してください。



5 「個別避難支援プラン」の記載方法

地区名【旭北地区】 秋田太郎さんの災害時における避難支援 ～秋田市個別避難支援プラン～		No. 5	
町内会 <u>山王一丁目町内会</u> 自主防災組織 <u>山王一丁目自主防災組織 民生委員 秋田 二郎 866-2222</u>			
住所	秋田市山王一丁目1-1 福祉アパート1号	(電話) 018-866-0001 (FAX) (携帯)	【避難時の留意事項】 必要な薬・介護用品など 情報伝達する際に注意することなど 継続が必要な医療や福祉サービスなど 必要な支援など その他特記事項
氏名	アキタ タロウ 秋田 太郎	性別 男 年齢 77歳	
生年月日	昭和 7年 8月 9日	型 (RH) 支援対象の種別 要介護	
日中 (本人および家族の状況)		夜間 (本人および家族の状況)	
自宅付近の一時的な避難場所 避難所までの行き方、移送方法等		指定の避難場所等 避難場所 避難施設 (コミセン・学校等)	
【災害が起こった時に声かけや避難所までの付き添いをお手伝いしてくれる方】 私(お手伝いしてくれる方)の氏名・電話番号等の情報を地域の方(町内会・自主防災組織・民生委員)に提供することを同意します。			
お名前		関係	
住所	秋田市	電話	()
お名前		関係	
住所	秋田市	電話	()
お名前		関係	
住所	秋田市	電話	()

(1) 対象者の地域情報

※ 地区名【旭北地区】		No.	
秋田太郎さんの災害時における避難支援 ～秋田市個別避難支援プラン～			
町内会	山王一丁目町内会		
自主防災組織	山王一丁目自主防災組織	民生委員	秋田 二郎 866-2222

1の地区名から5の民生委員までは、「避難支援対象者名簿」(青名簿)の情報をもとにあらかじめ印字してありますので、**内容に間違いがないか、ご確認ください。**

正しく記載されている場合は、改めて記載する部分はありません。

誤りがある場合は、誤っている部分に線を引き、正しい内容の記載をお願いします。訂正印を押す必要はありません。

(記載している内容)

- 1 地区名
ご本人のお住まいが属する小学校区です。
- 2 氏名 (「〇〇さんの災害時における避難支援」と書かれています。)
個別避難支援プランを作成するご本人の氏名です。
- 3 町内会名
ご本人が所属する町内会名です。
- 4 自主防災組織
ご本人が加入している町内会にある自主防災組織名です。自主防災組織は、家庭における日頃の備えや、いざという時の心構えとともに、近所の人たちと協力しあい、地域の防災活動を効果的に行うための組織です。
令和2年3月31日現在、町内会の74.6%に設置されています。
- 5 民生委員
ご本人の住所のある地区を担当する民生委員氏名です。
福祉に関することなどご相談がありましたら、記載の電話番号へご相談ください。

(2) 対象者の基本情報

住 所	秋田市山王一丁目1-1 福祉アパート1号 ①		(電 話) 018-866-〇〇〇〇		
			(FAX) ②		
			(携 帯)		
フリガナ お名前	アキタ タロウ 秋 田 太 郎 ③	性 別	男 ④	年 齢	79 歳 ⑤
生年月日	昭和 13年 8月 9日 ⑥	血液型	型 (RH) ⑦	支援対象の種別	要介護 ⑧

1住所、2電話番号、3お名前、4性別、5年齢、6生年月日、8支援対象の種別は、避難支援対象者名簿(青名簿)の情報をもとにあらかじめ印字してありますので、**内容に間違いがないか、ご確認ください。**

正しく記載されている場合は、改めて記載する部分はありません。

誤りがある場合は、誤っている部分に線を引き、正しい内容の記載をお願いします。訂正印を押す必要はありません。

新たに記載する項目は以下のとおりです。

2 FAX、携帯電話番号

災害発生時や緊急時などに連絡するための連絡先として、FAXや携帯電話がある場合は記載してください。

7 血液型

ご本人の血液型を記載してください。上段には、A・B・O・ABのいずれかを、下段にはRH+・-のいずれかを記載してください。

日中 <small>(本人および家族の状況)</small>	9	夜間 <small>(本人および家族の状況)</small>	10
-----------------------------------	--	-----------------------------------	---

9、10 日中（本人および家族の状況）、夜間（本人および家族の状況）

災害発生時にご本人の避難支援を迅速に行うために、時間帯による状況を記載してください。例えば、日中はひとりで1階の居間にいることが多い、夜間は家族がいて家族が避難支援できる等、どの時間帯に災害が起きた場合避難支援が必要なのか、支援する人がご本人を少しでも早く避難させることができるために、通常過ごしている場所などを記載してください。

(3) 避難場所等

自宅付近の一時的な避難場所	指定の避難場所等	
1	避難場所 <small>(グラウンド・公園等)</small>	2
避難所までの行き方、移送方法等 3	避難施設 <small>(コミセン・学校等)</small>	

1 自宅付近の一時的な避難場所

町内会など地域で独自に決めた避難場所（例えば地域内の集会所や広場・公園等）がある場合は、記載してください。

ポイント

市が指定した避難場所まで距離がある場合や、町内の住民が全員無事に避難しているかを確認するため、町内会（班）ごとに、一時的な避難場所を決めておくことも大切です。

2 指定の避難場所・避難施設

災害発生時やその恐れがある際に避難することになっている市指定の避難場所や施設（学校やコミュニティセンター）を記載してください。

3 避難所までの行き方、移送方法など

避難所まで移動する際に必要な機材（杖、車いす、たんか等）等がある場合は記載してください。

また、ストレッチャーなどによる移送を平常時に使用し、依頼先が決まっている場合は記載してください。



(4) 支援者および個人情報の提供への同意

【災害が起こった時に声かけや避難所までの付き添いをお手伝いしてくれる方】			
私(お手伝いしてくれる方)の氏名・電話番号等の情報を地域の方(町内会・自主防災組織・民生委員)に提供することを同意します。			
お名前		関係	
住 所	秋田市	電 話	()
お名前		関係	
住 所	秋田市	電 話	()
お名前		関係	
住 所	秋田市	電 話	()

災害が発生し、避難所への移動が必要な際にお手伝いしてくれる方を記載してください。例えば、隣りの住人、向かいの住人、町内会や自主防災組織の役員の方など。記載にあたっては、お手伝いしてくれる方に意思確認の上、地域で情報共有する旨を了解してもらってください。

ポイント

- ・お互いに顔見知りの人など、なるべく身近な人、日頃から交流のある人に協力を依頼し、災害時のより円滑な声かけ、避難に結びつけましょう。時間帯によって、複数の支援体制を想定しておく必要があります。

(次ページにつづきます)

- ・災害に備え、あらかじめ支援者を選定しておくことは大事なことです、プラン作成当初において選定できない場合は、無理に選定しなくても構いません。しかし、災害はいつ発生するか分かりませんので、引き続き支援者の選定作業を続けていただき、なるべく早く見付けることが望ましいものです。
- ・支援者になることは、**善意によるものであり責任を伴うものではありません。**災害時、自らを危険にさらしてまで、必ず対象者を支援しなければならないということではありません。支援者はあくまでもボランティアとして活動するものです。まずは支援者自身と家族の安全を確認および確保した後、対象者の安否を確認します。万一、倒壊家屋等からの救助など専門的な救援活動が必要な場合は、速やかに消防等の専門機関に連絡しましょう。
- ・対象者ご本人にも、支援者の不在や被災等によって支援が困難となる場合もあることから、**災害時に必ず支援が受けられるとは限らないこと**や、自分の身の安全はできるだけ自分で守るという意識を持つように伝えましょう。
- ・自主防災組織の方、町内会の方から、ご本人にお手伝いを申し出ていただき、日頃からのコミュニケーションを図りましょう。

(宛先) 秋田市長

私は、秋田市個別避難支援プラン(この用紙。裏面も含む)を作成することに同意します。
また、私が届け出た個人情報を市の福祉部門、防災部門と避難支援者へ提供することを承諾します。

年 月 日 ①

(お名前)

②

印

代理記載者のお名前
※代理の方が記入した場合 ③ お名前
住所

本人との関係

連絡先

1 同意年月日

個別プランの作成および個人情報の提供について同意した年月日を記載してください。

2 お名前

ご本人の氏名を自署してください。

代理の方が記載している場合は、ご本人が印鑑を押してください。

3 代理記載者のお名前

代理の方が記入した場合は、代理の方のお名前、ご本人との関係、住所、連絡先(電話番号)を記載してください。押印は不要です。

ここから裏面です。

裏面の内容は、災害が発生した際に避難先等でこれまで受けているサービスをなるべく継続できるようにするために必要となる情報です。対象者ご本人や家族の方から聞き取りをお願いします。

(5) 安心キットの設置状況

【安心キットの設置状況】

有 ・ 無

安心キット事業の安心カードと記載内容が重複・類似する箇所があり、記載内容を補完することもできますので、安心キットの設置状況の有無を記載してください。

(6) 避難時の留意事項

【避難時の留意事項】

必要な薬・介護用品など	
-------------	--

避難所で生活することになった場合、1日の生活で必ず必要になる用具等を全て記載してください。

例えば・・・薬、歩行器、四点杖、車いす、補聴器、入れ歯、老眼鏡、紙おむつ、清拭用品、ストマ用装具、酸素ボンベ、白杖、筆談器具、保護帽、経管栄養バッグ・チューブ、経管栄養食、酸素ボンベ、酸素ボンベキャリー、アルコール綿 など

情報伝達する際に注意することなど	
------------------	--

ご本人に避難する必要があることや避難所生活で各種情報を伝達するために、注意することを記載してください。

例えば・・・耳が聞こえないので、動作で伝える必要がある
 意志が通じないので、手を引いて避難する必要がある
 聴覚に障がいがあるので、文字等で伝える必要がある
 知的・精神の障がいがあるので、分かりやすく、また、気持ちを落ち着かせながら伝える必要がある
 短い言葉で指示や説明をする必要がある
 ゆっくりと話す必要がある
 複数の指示や説明は混乱させるため、避ける必要がある など

継続が必要な医療や福祉サービスなど	
-------------------	--

利用している医療や福祉サービス等のうち、災害時にも継続が必要なサービスを記載してください。

例えば・・・介護ベッド等のレンタル、人工透析（週2回）、訪問看護、在宅酸素療法、定期的な受診と服薬、訪問介護 など

必要な支援など	
---------	--

避難所で生活することになった場合、生活する上で必要な支援があれば、その内容を記載してください。

例えば・・・服薬管理
 立ち上がりや片足での立位保持などに支えが必要
 歩行や両足での立位保持に支えが必要
 着替えに介助が必要
 排泄に何らかの介助が必要
 食事に介助が必要
 意欲低下が見られるので生活全般に声かけが必要 など



その他特記事項

その他事前に周囲が認識しておく必要がある事項などを記載してください。

例えば・・・車いすを使用しているため、洋式トイレが必要

食事は流動食（きざみ食）にする必要がある

避難所での生活は困難なため、介護ベッドや設備等の整っている施設に直接移送する必要がある

知的・精神の障がいがあるため、パニックや特異な発言等をしてしまうことがある

対人緊張が強いため、長時間同じ状況にいると不安・緊張が高まり、極度に落ち着きがなくなる。いらいら感が増す

「悪口を言われている」等妄想が出現する

幻覚が見える・幻聴が聞こえる

ポイント

精神障がい者の場合、環境の変化等により、症状の悪化が予測されるため、個々の病状や症状が悪化する契機となる事項やサインを見逃さないよう、記入しておくことも大切です。



(7) 緊急時の連絡先

【緊急時の連絡先（別居の家族など）】			
フリガナ お名前	(関係)	住所	()
フリガナ お名前	(関係)	住所	()
		連絡先	()
		住所	()
		連絡先	()

緊急に連絡を取る必要が生じた場合の連絡先を記載してください。

秋田市以外にお住まいの方も含みます。

「関係」には、対象者ご本人からみた関係を記載してください。

(8) かかりつけの医療機関などの連絡先

【かかりつけの医療機関などの連絡先】		
かかりつけの医療機関	住所	()
	電話	()
かかりつけの医療機関	住所	()
	電話	()
担当ケアマネジャー（事業所・氏名）	住所	()
	電話	()
	住所	()
	電話	()
	住所	()
	電話	()

日頃、かかりつけの医療機関がある場合や介護サービスを利用している場合等は、医療機関やケアプランを作成しているケアマネジャーの連絡先や、継続して受けているサービスや支援などに関連する機関の連絡先を記載してください。

特に、通院先の医療機関と入院先の医療機関が異なる場合は、両方の医療機関を記載してください。

IV 「要援護者把握用リスト」(赤リスト)の活用方法

赤リストは、平常時の要援護者の把握と大災害時の安否確認、避難誘導のために活用します。

1 地域内の要援護者の把握

平常時は、町内会・自治会のエリア、民生委員の担当区域のどこに（町内会何班に、どのあたりに）特に支援が必要な方がいるか把握します。

なお、地域で避難支援が必要な方がいた場合、民生委員とご相談の上、ご本人又はご家族から同意書を提出していただき、青名簿に登録することで、情報共有が可能となります。

その上で、青名簿と赤リストの両方に掲載されている方の個別避難支援プランの作成など、特に支援が必要な方の支援体制の構築を優先して取り組む際に活用していただきます。

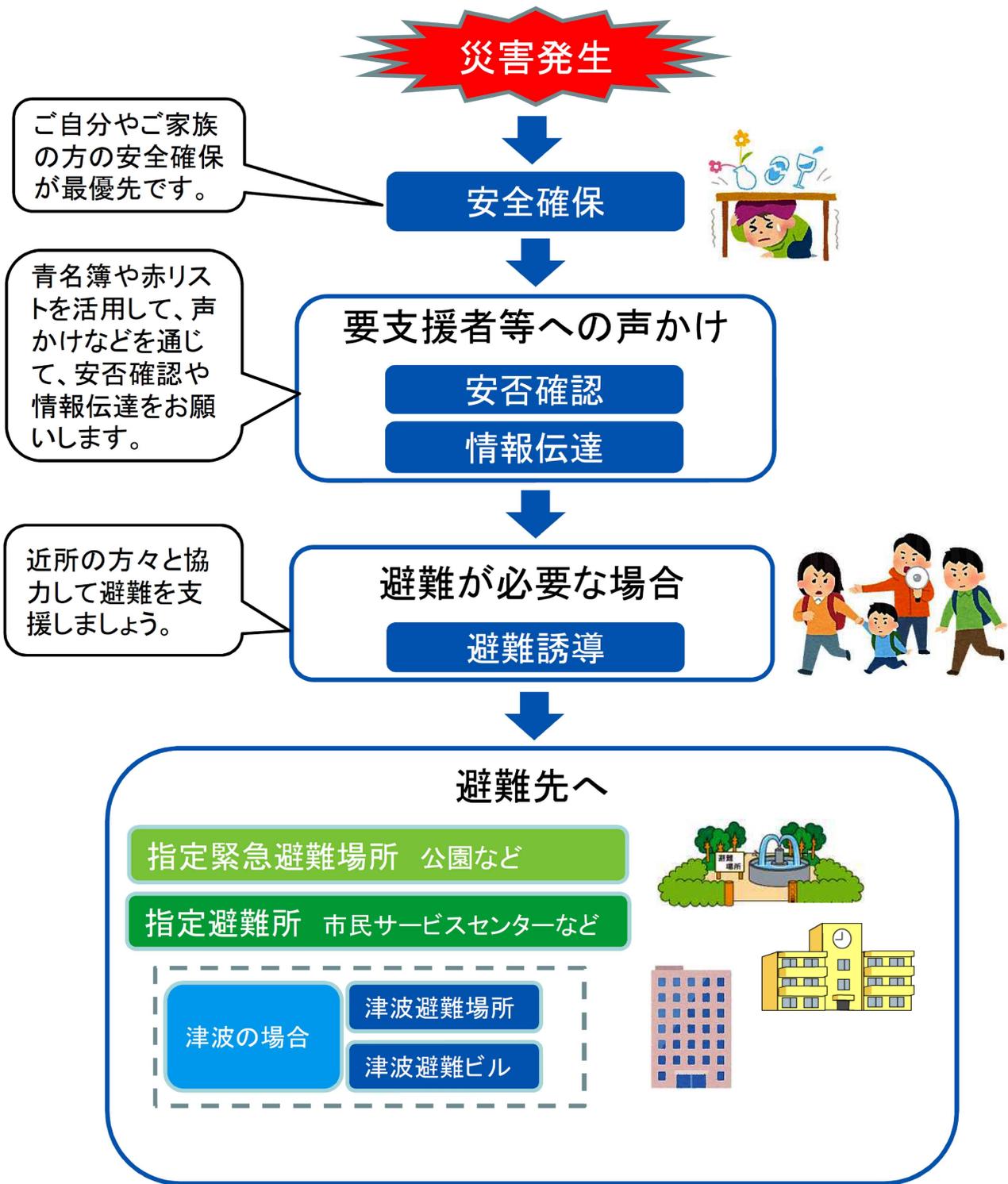
2 大災害発生時の活用

大災害発生時には、青名簿とともに赤リストの情報を町内会で共有し、対象者の安否確認や避難誘導に活用します。

なお、ここでいう大災害とは、震度5強以上の大震災や警戒レベル4以上の避難勧告等を伴う河川の氾濫等があり、家屋・建物の倒壊などにより、赤リスト対象者の生命や身体に危険がある場合が該当します。



V 災害時の対応



災害時に避難支援活動ができなかったとしても、責任を問われるものではありません。
可能な範囲で、自分たちでできることをしましょう。

お問合せ先

○お住まいの地域の要援護者の避難支援に関すること

中央市民サービスセンター

直通 018-888-5643

FAX 018-888-5641

東部市民サービスセンター

直通 018-853-1039

FAX 018-834-1829

西部市民サービスセンター

直通 018-826-9003

FAX 018-888-8081

南部市民サービスセンター

直通 018-838-1212

FAX 018-829-5312

北部市民サービスセンター

直通 018-893-5969

FAX 018-845-2265

河辺市民サービスセンター

直通 018-882-5221

FAX 018-882-3051

雄和市民サービスセンター

直通 018-886-5550

FAX 018-886-2154

○要援護者の避難支援（全般）、お住まいの地域の民生委員に関すること

秋田市福祉総務課地域福祉推進室

直通 018-888-5661

FAX 018-888-5658

○防災（全般）、お住まいの地域の自主防災組織に関すること

秋田市防災安全対策課

直通 018-888-5434

FAX 018-888-5435